

## 屋外広告物の許可申請手続きについて（交野市）

申請者  
許可申請

- ・申請書及び添付書類は、交野市役所都市計画課へ2部提出してください。（郵送可）
- ※申請書は、窓口での受け取りのほか、ホームページからもダウンロードできます。
- ※新規及び郵送での申請の場合、事前にご相談ください。



交野市  
審査等

- ・提出された申請書類をもとに、許可の可否について審査を行います。審査の結果、掲出・設置を許可する場合は、許可通知及び手数料支払いのご連絡をいたします。



申請者  
許可手数料  
の納付

- ・都市計画課窓口にて、現金納付してください。
- ※納入通知書の郵送を希望する場合は、返信先を記入し、切手を貼った封筒を申請の際に提出してください。申請手数料の納入通知書を郵送しますので、金融機関で納入してください。
- ※大阪府証紙は使用できませんのでご注意ください。

交野市  
許可書の  
発行

- ・許可手数料納付後、窓口にて許可書を発行します。
- ※許可書の郵送を希望する場合は、返信先を記入し、簡易書留相当の切手を貼った封筒（A4サイズ用）を申請の際に提出してください。
- ※納入先の金融機関からの入金確認ができ次第、許可の手続きを行います。お急ぎの場合は、電話連絡のうえ、領収印が押印された納入通知書をFAXしていただければ、許可の手続きを行います。



申請者  
広告物の  
設置・変更等

- ・新規申請の場合の広告物設置や変更申請の場合の意匠変更等は必ず許可を受けた後に行ってください。また、新規申請の場合は、設置完了後速やかに、「しゅん工届出書」を提出してください。

許可期間終了



申請者  
広告物の  
設置・変更等

申請者  
撤去

- ・継続許可申請の場合は、前回の許可期間終了日の1か月前までに案内（申請書）を送付します。
- ・撤去される場合は、「撤去届出書の提出」をお願いしています。

※その他、詳細についてはお問い合わせください